

台湾原住民社会の可視化、人的資源の流用と「蕃地」「蕃人」の編入・統合について：戸口調査と姓名登記をめぐって

松岡 格

State Project of Legibility, Appropriation of Human Resources, and the Indigenous Peoples of Taiwan.

MATSUOKA Tadasu

はじめに

筆者は近年、台湾を事例として近代国家による地域社会の可視化、特に台湾原住民社会の可視化に関わる議論・分析を行ってきた。本稿では、その一環として、日本統治時代における原住民の身分登録についてとりあげる。

日本統治時代の原住民の身分登録については、筆者自身すでに何度か論じたことがある（下記論文の他に、松岡、2015；松岡、2019など）。特に本稿で分析の対象とする台湾原住民の身分登録制度への編入・統合のプロセスについては「日本統治下台湾の身分登録と原住民」『台湾原住民研究の射程』（日本順益台湾原住民研究会編、2014、順益台湾原住民博物館）にて整理と議論を行ったことがある。

本稿は筆者がその後行ってきた調査研究で得た資料をもとに、そのプロセスについての再整理と一歩ふみこんだ分析を行うものである。

特に本稿では『台湾警察時報』に掲載された釜田安一による解説文「戸口規則中一部改正：高砂族はその主たる居住地に本籍を定め得る」の内容とそれが言及する事実・状況についての検討・分析を行うことを中心にこれを行っていきたい。

1. 可視化と原住民の編入・掌握・統治

大日本帝国による台湾の植民地統治において、植民地当局が地域社会の可視化に関わる様々な施策を行ってきたことは、これまで論じてきた通りである。

それまでは異国の地であった台湾現地社会の状況は、植民地統治を行うことになった日本人にとっては見通しにくく、ほとんど不可視であったと考えられ

る。それを統治者にとって「見える」ようにするためのさまざまな可視化のツールを導入した。地図、統計、そして本稿で扱う身分登録書類もそうした例として挙げられる。言い換えれば地図情報、統計情報、身分登録情報を収集して統治者の管理下におき、蓄積し、また関連の専門知を利用することで台湾社会は統治者にとって見通せるようになっていったと考えられる。

こうした形で地域住民の情報を掌握することは、外来の統治者にとっては必要なことであった。これは究極的には、人的資源を含む地域社会の資源の流用¹を行うための基盤情報を整備するものである。本稿も身分登録に関わるこのような可視化と流用のプロセスを従来より踏み込んで明らかにすることを一つの目的としている。

しかしこれと同時に本稿で具体的に検討したいのは、近代国家による統治対象地域住民の編入・統合のプロセスである。この両者——可視化・流用のプロセスと住民の編入・統合プロセス——は無関係に進行するものではない。本稿では前者に加えて後者についても詳細に検討することで、身分登録書類に住民の情報を登載するということは、単に人民の身分情報を掌握するという意味に止まらず、国家にとっての国土や国民の統合、つまり近代国家の統治対象としての人や土地の編入にも関わるものであることを強調しておきたい。

「戸口調査」事業と呼ばれた日本統治下台湾の身分登録事業が台湾人民の統合に関わるものであることはほとんど自明である。当時の身分登録制度と台湾人民の統合との関わりについては後ほど詳述するが、まずは本稿が解説と検討の対象とする文章がおかれていた文脈について説明するために、日本統治下台湾の身分登録制度の概要を示しておきたい。

日本統治下の身分登録制度は、台湾独自の法規である「戸口規則」にもとづいて構成されていた。この「戸口規則」にもとづいて編製された戸口調査簿は日本内地の「戸籍」に準じる公的書類として扱われた。しかし、後述するよう

1 流用appropriationということばの使用に関しては、後述するスコット (James C. Scott) の諸著作における用語を参考にしている。それは国家が統治対象となった人民 (「国民」あるいは「臣民」) の資源 (の一部) を徴収し、国家が運用できる形にすることを指す。スコット自身が繰り返し言及する、徴税や徴兵を流用の典型的な形として見ることが出来る。特に人的資源の流用という意味では、徴兵や労働力の徴用を例として示すことができるだろう。この流用の手段や結果がバランスを欠いていれば、収奪や搾取といった訳語がよりふさわしくなるだろう。スコットは近著において、前近代の国家における奴隷の略奪を例に、国家による人的資源の流用について言及しているが、そのような場合はまさに収奪ということばが訳語としてふさわしいであろう (スコット、2019: 154-158)。

にその戸口調査簿は、長い間日本内地の戸籍と同等のものとは認められず、例えば台湾人（「本島人」）と日本人（「内地人」）の間の婚姻が公的に認められない、という問題——いわゆる共婚問題——につながっていた。しかしその後、行政上戸籍と同等の身分関係書類としてみなされるに至った。それ以降は、ある意味では台湾の人民の身分は日本の国民共同体（後述するように正確には臣民メンバーシップ）の一部を構成するものとして統合されるに至ったという見方が成立するはずである。

このような台湾人民の編入・統合のプロセスにおいて日本統治時代末期に至るまで懸案事項として残ったのが台湾原住民の扱いであった。台湾原住民は日本統治時代末期に至るまで、台湾の「戸籍」と呼ばれた戸口調査簿に編入されていなかった。

それがついに編入されるに至ったのが、この後に繰り返し言及する1943年という年なのである。そしてその法規改正が行われた際に台湾総督府職員が解説文を発表したものが、次節で紹介する資料である。

2. 「戸口規則中一部改正」の構成について

まず本稿において中心的な対話・分析の対象とする資料についてその概要をここで示しておきたい。それは『台湾警察時報』第328号（1943年3月）に掲載された「戸口規則中一部改正：高砂族はその主たる居住地に本籍を定め得る」という文章である。

この文章の著者は「警務局 釜田安一」とある。「台湾総督府職員録²」によれば、この人物は台湾の地方州の警務部などで勤務した後、1940年に台湾総督府警務局警務課で勤務している。こうした経歴から見て、釜田はこの件（「戸口規則」の改正）について見解をまとめるのに適任の人物であったと考えられる。次に一部を示す内容からも、これについて知悉していたことが確認できる。したがってここで示された見解はほぼ総督府の公式的な説明とみなしてよいと思われる。

同文章の構成は下記の通りである。

1. 戸口規則の改正
2. 戸籍とはどんなものか

2 台湾総督府職員録データベース (<http://who.ith.sinica.edu.tw>)、2019年12月21日アクセス。

3. 台湾の実体法規はどうなっているか
4. 台湾における身分関係の実体法規が明らかになったとすれば之と従属不可分関係の戸籍法規はどうなっているだろうか
5. 改定規定でも尚本島人と唱っているが高砂族はどうなるのだろうか
6. 戸口規則は全島隈なく適用されているか
7. 高砂族が本籍を定める為には今度の府令改正だけでよいのか
8. 公課その他はどうなるだろう
9. 結び

以下では、筆者の前掲論文（松岡、2014）執筆時には不明点や疑問点として残っていた点にふれながら、台湾原住民社会の可視化から、原住民の制度的同化（後述）へ——直接的には「本島人」への、理想的には「内地人」への——と至るプロセスに従って、順を追ってそれぞれの項目の説明・記述について検討していきたい。したがって、以下では原文（以下では釜田解説文、と表記）の目次順を参照しながらも、それとは異なる順序で説明・議論を行っていくということを予め断っておきたい。

3. 戸口調査簿と身分登録の二面性

まず注目したいのは「2. 戸籍とはどんなものか」（左記項目について、「釜田解説文第2節」のように表現する、以下同様）で述べられている内容である。

この解説文第2節の検討を通じて提示したいのは、可視化に関わる身分登録の二面性である。

この二面性（可視化と身分公証の実践の重なり）については、例えば当時の身分登録制度に関わる法規「戸口規則」や「戸口調査規程」自体に明記されており、またこの制度の解説資料である『台湾の警察』『台湾戸口制度大要』などにおける説明（松岡、2014：42-43, 48-50など参照）においても確認することができる。本稿がとりあげる解説文の著者、釜田もその点について、この解説文第2節で言及している。

その二面性のうち、一つ目は身分登録書類（ここでは単に「戸籍」と称されている）の、地域社会を統治者にとって見える形にするためのツールとしての役割に関わる。すなわち身分登録の、可視化に関わる側面である。この点について釜田は下記のような説明をしている。

(前略) 戸籍制度と言ふものは昔からあつたもので、国家が政治を行ふには必ず必要なもので、人民の姓氏を匡し、課税の標準と、凶悪なる者や浮浪者を取締る等の便宜の為に我国でも古くから備へられたことは周知の通りである。

此の意味の戸籍は行政の為の謂はば官の為の戸口調査記録文書であつて一般には何の関りもなく、本島に於ける昭和8年2月迄の戸口調査簿と言ふのはこれに該つたものである。〔釜田、1943：8〕※引用文におけるわりの「ゐ」と「ゑ」はあ行の「い」と「え」に置き換える。以下同。

ここで釜田は身分登録書類というのは、国家による住民の可視化ツールという意味においてはかなり古くから存在していたという趣旨の指摘をしている。では、本稿でも検討する近代国家におけるそれとの違いは何か。それは統治領域内の住民全体を掌握しようとする意思とそのために必要な一定の能力（組織、制度、人的資源）を持っている国家であるかどうか、ということに関わる。逆に言えば、前近代の国家であっても、少なくとも国民の一部については可視化を行おうとしていた、という意味では著者の指摘は妥当だろう。

前近代の国家も、可視化した住民の資源を流用するという意思を持ち、実施したと思われるが、近代国家の可視化の場合は、統治対象となった地域の住民全体——「国民」全体——の資源の流用がなされる可能性がある、という点が重要である。

釜田の文章でも触れられている通り、可視化を通して得られたデータは、主に治安維持を目的とした監視業務——いわゆる「警察」の業務——のために利用される。釜田が「警察取締の為の文書」ということばで表現したような利用方法が可視化データの中心的な用途であるといえる。

しかし同時に、このような可視化データは、国家の他部門・他業務にも用いられることがある、ということにも注意しておく必要がある。代表的な例として徴税、徴兵、あるいは労働力の徴用のための可視化データの利用³の例が挙げられる。これは可視化が、すでに言及した国民資源の流用と強く結びついていることを示している。「可視化」ということばこそ用いていないものの、こうした可視化と流用の関係については、筆者が可視化をめぐる議論において依

3 ここでは、表現として紛らわしいため「利用」とするが、これはもう一つの流用の形である、と言えると思われる。

拠しているスコット (James C. Scott) の議論においても、徴税・徴兵の例を挙げながら繰り返し言及されている (Scott, 1998)。

ここでは徴兵の例を挙げておきたい。1943年に台湾総督府総務長官が警察の会議において示した訓示の内容から例示する⁴。同訓示で総務長官の齋藤樹は日本内地の閣議 (1943年9月23日) で台湾に徴兵制を施行し、1945年より実施することを決定したことにふれた上で、これが陸海軍志願兵制度に続く台湾統治上の画期的出来事であることを強調して、徴兵制の「目的を能く達成する為には戸籍の整備・国民体力の向上・皇民錬成の徹底等総ゆる方面に準備と施策を必要とする (傍点による強調および下線⁵は筆者による、以下同)」[台湾総督府官房文書課、1944: 417] ことを主張している。

また続く部分で齋藤は「本島の戸籍は戸口制度に負荷せられ従来比較的能く整理されてあるのでありますが戸籍の完備せるや否やは徴兵制度運用の根本に影響するものなるを以て戸口事務の処理には一段の留意を致されたいのであります。」[同上] と念押ししている。

ここでは身分登録情報の整備が国民の人的資源の流用、具体的には徴兵の順調な実施のために重要視されていることが明確に示されている。可視化ツールとしての身分登録書類の、一つの典型的な用途を示していると言える。

この台湾への徴兵制施行の閣議決定については、国立公文書館所蔵の史料で確認できる。「台湾本島人 (高砂族を含む) に対し徴兵制施行準備の件を定む」(公文類聚第67編昭和18年、昭和18年9月23日) である。同史料はデジタルアーカイブで公開されている⁶。ここには同閣議決定に関わる資料が収められているが、その中の「台湾本島人 (高砂族を含む) に対し徴兵制施行準備に関する陸軍大臣閣議説明」に以下のようにある。

戦局現下の様相に就いては新に説明する迄もありません誠に有史以来未曾有…其の大勢は茲一兩年に決せらるるものと存じます帝国臣民たるもの御稜威の下正に奮つて死力を竭し皇国防衛に挺身すべき秋であります殊に

4 「警察会議に於ける齋藤総務長官訓示 (1943年10月11日)」台湾総督府官房文書課 (編印) 『論告訓達類聚』(1944): 416-419。

5 「戸口規則」やそれによって作成された「戸口調査簿」について「戸籍」と表現されているところに下線を付している。この意味については後述する。

6 国立公文書館デジタルアーカイブ (2019年12月21日アクセス)
<https://www.digital.archives.go.jp/das/meta/M00000000000001774571.html>

…台湾の国防的価値を考えますとき…今こそ六百万台湾人をして名実共に眞に国防の第一線に立たしむべき秋と存じます…

以上が今日帝国臣民にして唯一残されたる台湾本島人に対して速に徴兵制施行を必要とする所以であります ※原文に句読点なし

つまり第二次世界大戦の激しい戦況に鑑みて「帝国臣民」という身分を持つものは皆、祖国防衛のために戦わなければならない、この時点で帝国臣民として唯一徴兵制の対象となっていなかった台湾においてもそれを施行することで、徴兵対象を大日本帝国の臣民全体に広げるべきである、というような趣旨である。この説明においても、帝国臣民のメンバーシップに編入されることは、国家の人的資源の流用対象とみなされることと同義であることが確認できる。

以上が身分登録の二面性の第一の側面である。これに対して第二の側面は、いわゆる国民の権利の行使、あるいは国家から国民への行政サービスに関わる。一言で言えば、身分公証の側面である。これについて、さきほどの引用に続く部分で釜田は次のように述べる。

然し、現在戸籍と言ふているのは夫れとは違ふ。内地に就いて言へば、明治31【1898】年に今の民法が施行されてからは、此の民法に色々との身分関係の規定（中略）を定め、身分関係の得喪変更を戸籍の届出に繋からしめているので、戸籍と言ふのも又考へ直さねばならぬことになつたのである。即ち、此の意味では、戸籍と言ふのは家を単位として其の家に属する人の身分関係事項を登録した公文書と言ふことになるのである。〔釜田、1943：9〕 ※【 】内は筆者による

つまり日本の戸籍については民法施行後の1898年以降、そして台湾の戸口調査簿については後述する共婚法が成立する1933年以降は、可視化のツールという側面と身分公証の側面を兼ね備えた身分登録書類となつたと述べているのである。その点について釜田は次のように述べる。

本島の戸口調査簿と言ふのは警察取締の為の文書であると共に、昭和8【1933】年3月1日以後は身分関係公示の為の文書即ち後者の意味【上述第二の側面】に於ける戸籍と言ふ性格も与へられたのである。〔釜田、1943：9〕

すでに触れたように、以上に示してきたような身分登録の二面性について指摘していたのは釜田だけではない。

他の例を示せば、上記の釜田の文章が掲載された『台湾警察時報』紙上でも同様の解説が散見される。例えば『台湾警察時報』第317号には、当時の台湾で警察官等の採用選考や研修を行っていた「練習所」の職員（著者名が「基隆燈」となっており、ペンネームと思われる）が書いた文章が掲載されている。「戸口事務市街庄移管を論ず」⁷である。

この文章で著者が主に訴えたいのは、戸口調査簿の所管を治安維持機関たる警察から一般行政機関たる地方行政機関（「市街庄」）へと移管し、余った警察人員を他に振り分けるべき、という主張である。戦時における行政のスリム化を説いているわけである。著者は警察が戸口事務を担当しているメリットは戸口実査の便くらいであり、警察の業務負担を減らすために戸口に関わる業務を一般行政機関に移管すべきことを強調している⁸。

その文章の冒頭で著者は台湾の戸口制度と戸口調査簿について次のように説明している。上記の二面性について十分に意識的であったことが改めて確認できる。

戸口規則に依る戸口調査簿は（一）には人民の身分関係を明かにして行政上主として警察上の参考に資し（二）には公の帳簿に人民の身分関係を記載し、公証確認してその権利を保護する所謂「本島人の戸籍」である。

[基隆燈、1942：35]

以上のように身分登録の二面性について区別することも重要であるが、可視化の歴史的な展開を考える時に、その両者の関係について注意することも重要である。例えば身分公証の側面と、前述の可視化のプロセスとが無関係であるわけではないのである。言い換えれば、可視化データの監視業務以外への利用というのが、統治者の統治対象の資源の流用のみに働くわけではないということである。可視化のためにとられたデータが住民のいわゆる「市民としての

7 『台湾警察時報』第317号（1942年4月）：35-37。

8 だが、特に原住民の状況を考える時に、筆者は戸口実査の便、というのがかなり重要だったのではないかと考えている。

9 「流用」は価値判断を伴わない記述的説明として用いていることを明記しておきたい。

権利」行使およびその対応に利用される場合もある⁹、と言ってもよいだろう。その意味では、少なくとも結果的には、身分公証のデータとしても用いられるというのも可視化の延長線上にある展開である、ことも否定できない。

監視社会に関する著作を多く著しているライアン (David Lyon) もこのような二面性について言及し、個人に関する情報を可視的な形とすることは両義的である、という言い方をしている。すなわち、一方で投票・教育・保健の面で市民に利益を与えると同時に、他方で市民の活動を制限するのにそのような情報を用いたり、国民を差別するためにそれを用いることさえある、と説明している (ライアン、2010: 65)。筆者としては、両義的であると言うよりも、出発点が可視化にあり、かつ可視化を目的にとられたデータが、他の用途に用いられることがある、という点を再び強調しておきたい。すなわち筆者としては、国家による地域社会の可視化の展開の一環としてこれらの動きを見て、可視化の複雑な影響としてとらえることを重視している (松岡、2019: 118)。

この可視化の複雑な影響——可視化が国家による国民資源の流用と結びつくと同時に、市民としての権利の行使へとつながる——の発端の一つは、フランス革命にありそうである。前出のスコットは、後ほど詳しく紹介する、近代国家の発展と姓の創出について論じた文章の中で、フランス革命以後の近代国家の発展と可視化の関わりについて触れている。周知のように革命期のフランスにおいて発出された人権宣言は「法の下に平等な市民」という概念を創出した。革命によってフランスでは市民権が拡大されると同時に、国家と市民の関係がかつてより「直接的」なものとして理解されるようになった (ブルーベイカー、2005: 87; トーピー、2008: 24など)。この時期を経て国家は、かつての「市民」のように地域住民がギルド、都市共同体、宗教共同体などといった中間的な団体の一員として権利や義務を負うのではなく、国民共同体の一員として権利と義務を負う個人としての「市民」の地位を確立しようとしたのである。このようなプロセスは、市民権の拡大とともに新たな形における可視性の拡大をもたらした、とスコットは指摘する (Scott, 2013: 110-111)。

『パスポートの発明』を著したトーピーは、フランス革命において差別撤廃や自由の促進が目指される中で、パスポートによる人民の移動の管理が強化され、国民の範囲確定とともに国民と非国民 (外国人) に対する線引きが明確化されていくといった、逆の方向のような動きが見られたことを指摘しているが、同時に、この時期に国家が国民一人一人を掌握する能力と、国民を特定する能力を高めたことを1972年の民籍証書 (戸籍) の創設を例に指摘している (ト

ピー、2008)。『フランスとドイツの国籍とネーション』を著したブルーベーカーも、この時期の国家と国民の成員資格をめぐる変化の説明にかなりの紙幅を割いており、上記のような国家と国民の関係の直接化に関わる、国家による国民の成員資格の直接化を通じての国家の強化のため、国家は「国民に兵役を求め、非国民を排除もしくは管理するために、国家は誰が国民であり誰がそうではないのか、はっきりと決定することができなければならなかった」[ブルーベーカー、2005：87]と述べて、これがフランスにおける国籍の発展に影響を与えたと指摘している。民籍証書には言及していないものの、トーピーと重なり合うようなことを述べていると言える。

スコット自身が上記の議論に関わる事例としてあげている、より具体的には革命の国際的波及の例としてあげているのが、中央ヨーロッパにおけるユダヤ人、アシュケナジムの例である。アシュケナジムは自らの文化である命名法を守ろうとしたが、19世紀のヨーロッパにおいて、外来の姓（近代的な姓命名）が押しつけられた。これを通して統治者は徴税・徴兵などが容易になり、これと引き替えのようにユダヤ人に市民権が与えられた。後述する議論を先取りして言い換えれば、行政サービスの対象者となるために、文化的同化が必要とされたと言えるのではないだろうか。

4. 地方化—「蕃地」の編入

続けて検討したいのが釜田解説文第6節「戸口規則は全島隈なく適用されているか」についてである。前節で述べたように、植民地統治下において戸口調査簿というのが内地の戸籍に準じるものとして、つまり住民の身分登録書類として機能していた。それに関わる法規が「戸口規則」である。

しかし、そのような説明はいわゆる台湾の平地、普通行政区域における状況については妥当であるが、普通行政が適用されなかった特別行政区域の「蕃地」については状況が異なった。「戸口規則」が「蕃地」も含めた台湾全域に適用されていたのかどうかは、確かに検討しておくべき問題である。

はじめに一考しておくべきなのは、原住民居住地域「蕃地」は台湾が大日本帝国の植民地として編入されると同時に国家の統治範囲に編入された、という考え方についてである。

この「蕃地」は清朝時代においても国家の統治範囲には入っていたはずであるが、しかし当時「化外の地」と呼ばれていたことから理解される通り、実際には国家の実効支配が及んでいない地域として存在していた。「蕃地」の面積

は台湾島の半分近くを占めており、その意味では清朝時代当時の台湾において統治が及ぶ範囲は限定的であった。

日本による植民地統治が開始してからも、ただちに状況が変わったとは考えられない。したがって植民地当局は武力討伐という方法を用いて「蕃地」の実効支配を確立するのにかなりの時間を費やした、という言い方もできる。そのクライマックスになったのが1910年代に行われた、いわゆる「五カ年計画理蕃事業」であった。

この「五カ年計画理蕃事業」終了後、すなわち実効支配確立後の「蕃地」統治において重要な目標となったのが「蕃地」を普通行政区域に編入することであった。より具体的に言えば台湾の地方制度体系の中に「蕃地」を組み入れて、地方制度の一元化を図ること——すなわち「蕃地」の地方化——である。

言い換えれば、「蕃地」実効支配の確立と同時に、ただちに台湾の行政制度の一元化——地方化——を実現するという判断は、植民地当局によってなされなかった、ということである。筆者としては、そのためにはまだ諸条件が揃っていないというような判断が当局によってなされ、地方化完成のための条件が拾い出され、条件を揃えていくための諸施策が実施されることになった、というプロセスがあったとの説明を仮説として示しておきたい。

特別行政区域としての「蕃地」の統治は一般行政機関ではなく、本来であれば治安維持業務に専心すべき警察機関が担った。当時「特別行政」と呼ばれた警察による「蕃地」統治は、「理蕃」と呼ばれた。「蕃地」地方化の完成とは、当時の理念としては「理蕃なき台湾」とほとんど同義であった。

この「理蕃なき台湾」実現のための具体的方策の一つが原住民に対する「公民訓練」であった。そのために利用されたのが原住民に組織させた「(高砂族)自助会」である(松岡、2012: 83-85)。税金のような「戸別の賦課」を課して納税訓練(=徴税の試行)をしていくことで、原住民を特殊な臣民から一部市民的な権利を持つ「公民」としていくための予行演習をしていこうという内容である。

日本統治時代を通じて植民地当局は「蕃地」地方化の完成を目指しており、実際、「理蕃なき台湾」が実行に移されようとしたことがあった。それが1920年代後半に検討された「郡警分離」による特別行政撤廃の検討である。事実上この実現を阻止したのが1930年に起こった「霧社事件」であった(松岡、2012: 114)。

台湾の法学者、王泰升が論文において触れている下記の資料を参照すると、

第二次世界大戦末期に植民地人民の戦争動員に関わって「朝鮮および台湾」人民の「処遇改善」が検討される中で再び「蕃地」の特別行政撤廃が検討されたことがあったことがわかる（王泰升、2011：55-56）。

その「朝鮮及台湾在住民政治処遇調査会」の参考資料として台湾総督府が作成したと思われる「台湾在住民政治処遇調査に関する資料」がアジア歴史資料センターに残されている¹⁰。表書きに「台湾総督府」とあるこの資料の「島民処遇に関する措置概要（昭和19年12月26日府議決定）」の第8項「理蕃行政の刷新」には下記のようにある。

本島【台湾島】理蕃行政は高砂族の教化撫育上特筆すべき成果を挙げ来れるが更に昭和20【1945】年以降十ヶ年計画を以て理蕃行政を完成せしむる目途を以て施策を講ずること

1945年の時点から10年計画で既述の「地方化」を完成させることが宣言されていたのである。しかし、結局のところこのように宣言された「完成」が現実のものになることはなかった。その実行を阻止したのは日本による植民地統治の終了、いわゆる日本の「敗戦」であった。

こうした事実と照らし合わせると、この文章で釜田が述べている見解、すなわち「戸口規則」について従来から台湾全島で隈無く適用されていたと主張し、かつこの1943年の台湾原住民の戸口制度編入でより完全なものになったとの見解が当を得ていないように見える。釜田によるこの見解はどういう意味を持つのだろうか。

ポイントは、確かに日本統治時代を通じて「蕃地」の普通行政区画への編入——「蕃地」地方化の完成——はなされなかったのであるが、それにもかかわらず植民地当局は「蕃地」への「戸口規則」適用を段階的に行っていた、という点にある。

まず1916年に「蕃地」への「戸口規則」適用が行われた。この時点では「蕃人」への「戸口規則」適用はなされなかったが、「蕃地」に居住している日本人などへの「戸口規則」の適用がなされたのである。したがって1916年以降は、少なくとも属地的には台湾全島に「戸口規則」が適用されていたと考えられる。

10 「JACAR（アジア歴史資料センター）Ref.B02031291200、本邦内政関係雑纂／植民地関係 第六巻（A-5-0-0-1_1_006）（外務省外交史料館）」（2019年12月21日アクセス）

その意味においては、釜田が言うように、「戸口規則」は理論上は従来から台湾全島で隈無く適用されていた、という言い方が成立するのである。

5. 「蕃人」の編入・統合

「蕃地」住人である「蕃人」の編入は上述の「蕃地」編入とは異なる展開を見せた。上記の通り、結局のところ「蕃地」自体の編入（普通行政区画への編入）はなされなかったのであるが、それにもかかわらず、植民地当局は「蕃地」への「戸口規則」適用を段階的に行っていったのである。

これに関わるのが釜田解説文第4節「台湾における身分関係の実体法規が明らかになったとすれば之と従属不可分関係の戸籍法規はどうなっているだろうか」である。ここで釜田は、戸口調査簿の戸籍への「転用」についての説明を行っている。

まず、すでにふれたように大日本帝国の台湾領有によって「蕃地」もその統治対象範囲に入ったわけであるから、それと同時に、その住民である原住民も統治対象となったという考え方もできる（日本による植民地統治開始から2年以内に台湾から退去した者を除く）。したがっていわゆる理論上は、その時点から原住民は帝国臣民として扱われていたとも考えられる。

しかし事実上、「蕃人」は日本本国の住民（「内地人」）や平地の住民（「本島人」）といった他の「臣民」とは区別されていたと言える。それどころか、原住民は帝国に対する叛逆状態にあり、臣民籍が与えられる資格がない、という主張を行う者もいた。

例えば台湾総督府の参事官として「蕃地」統治に関する調査報告を行った持地六三郎が代表的である。その調査は総督府の業務として行い、総督への復命書として報告書を提出したのであるが、その調査書の内容が『理蕃誌稿』の1902年記事に「持地参事官の蕃政に関する意見」として掲載されている（台湾総督府警察本署、1918：184-186；詳しくは松岡、2012：111参照）。

同様の意見は他にも見られた。例えば『台湾霧社蜂起事件—研究と資料』にて「台湾総督府の対人掌握策と高砂族」についてまとめた田中宏は覆審法院判官、安井勝次が『台湾慣習記事』紙上で1907年に発表した「生蕃人の国法上の地位について」という文章を紹介している。安井も持地と同様に原住民を帝国臣民として認めないという立場をとっており、田中はこうした原住民に対して人格さえ認めない見解が（既述の）「五カ年計画理蕃事業」による「蕃地」討伐につながったと推論している（田中、1981：124-125）。このような安井の見

解が現在から見て妥当かどうかは別として、武力討伐の際にこのような正当化がなされたと考えれば、確かにわかりやすいのではないのだろうか。

一方で、仮に原住民が「臣民」として扱われていたとしても、「臣民」の中で区別（法的取扱の区別）が行われていたことは確かであるし、いわゆる権利と義務を有するような「公民」とは一線を画されていたと判断できる。そのことは「蕃地」に一般行政を適用しなかったこと、法的身分の扱いなどからも明らかである。

周知のように日本における国民のメンバーシップを規定しているのは戸籍制度である。これは戦前の大日本帝国においても同じであった。もちろん当時は現在のような市民権が与えられていない時期であり、台湾ではその市民権はさらに限られた。また、1930年代になるまでは普通行政区域である平地の戸口調査簿も日本の戸籍とは区別されたままであった。「蕃地」居住の原住民に至っては平地の街庄制に与えられていた一連の自治的性格の権利も認められておらず、戸口制度への編入も1940年代まで待たなければならなかった。

このような台湾の身分制度の「蕃地」への適用過程は、「蕃人」の編入・統合を考える際に重要である。前出の拙論をもとに振り返ると、それは大略下記のようなプロセスであった（松岡、2014）。

まず「平地」に住む原住民¹¹（以下では平地原住民）が台湾の身分登録制度（戸口規則）に組み込まれていった。具体的には台東（廳）や花蓮（港廳）の原住民の一部である。台東廳で言えば1914年から平地原住民への「戸口規則」

- 11 ここで言及する平地原住民とは、いわゆる当時の「生蕃」のうち平地居住のものを指している。当時「熟蕃」と呼ばれた平埔族の人々については別途検討が必要である。「熟蕃」という人々はここで言う平地原住民よりも早い段階で戸口調査簿の編製対象になっていったのだと思われる。「熟蕃」と呼ばれた人々の戦前戦後における経験やそれに関わる政策については、清水純や詹素娟の諸研究を参照されたい。
- 12 台東廳では1914年から管内の平地原住民への「戸口規則」適用を決定し、具体的には戸口調査簿編製を行う同年6月から適用することとしている（松岡、2014：52）。黄唯玲は総督府ファイル（『台湾総督府公文類纂』）に関連の文書（「行政区域内に在住する生蕃人に戸口規則適用の件」）が残されていることを確認している。それによれば台東廳だけでなく、花蓮港廳に住む平地原住民にも「戸口規則」適用がなされたようである（黄唯玲、2012：123）。
- 13 戸籍への「転用」とは、台湾の戸口調査簿が日本内地の「戸籍」と同等に扱われるようになったことを指し、実質上戸籍に相当するものとして用いられるようになったことを指すが、後述するように、戸籍そのものではない。その意味では本稿では括弧づけして用いることにする。

適用が始まり¹²、身分登録書類（戸口調査簿）が作成されていったと考えられる。この後1932年にはこの台湾の戸口調査簿の戸籍への「転用¹³」が行われ、戸口調査簿が内地の戸籍と同等とみなされるようになったため、平地原住民についてはこの時点で戸口制度への編入（臣民としての統合）が実施されたと考えられる。

これに対して「蕃地」に住む原住民については、長い間にわたって戸口調査簿が作られなかった。

ただし、これは国家が原住民一人一人についての身分情報を掌握していなかった、ということを示しているわけではない。「蕃地」実効支配確立後に、これに準じる「蕃人戸口簿」というものが順次整備されていったと考えられるからである（これについては後に詳述する）。

すでにふれたように「蕃地」への「戸口規則」適用自体は1916年に開始されていた。これにより、「蕃地」に住む「人」への戸口調査簿編製も始まったはずである。しかしその「人」というのはあくまでも「蕃地」居住の「内地人」や「本島人」を指しており、「蕃地」原住民への「戸口規則」の適用が開始されたのはやはり1943年なのである。すでにふれた台湾の戸口調査簿の戸籍への「転用」は1932年にすでに実行されており、「戸口規則」適用と同時に「蕃地」居住原住民の臣民としての編入も実現された、と考えられる。「蕃地」の「平地」編入は日本統治時代に実現しなかったが、「蕃地」住人の臣民編入は実現した、と言うことができるだろう。

こうした点を裏付ける資料も確認できる。アジア歴史資料センターのアーカイブには、既出の「台湾在住民政治処遇調査」関連と見られる資料「朝鮮及台湾在住民政治処遇調査会第二回総会に於ける会議要録」¹⁴が残されている。ここに収録された資料¹⁵「街庄制未施行地に関する地域及人口」の冒頭では「蕃

14 「JACAR（アジア歴史資料センター）Ref.B02031290500、本邦内政関係雑纂／植民地関係 第五卷（A-5-0-0-1_1_005）（外務省外交史料館）」（2019年12月21日アクセス）

15 会議要録に参考資料としてつけられたものと見られる。作成者は明記されていないようだが、王泰升が推定する（王泰升、2011：56）ように台湾総督府の出した情報にもづくものであることは間違いないだろう。この史料はアジア歴史資料センター所蔵の「朝鮮及台湾在住民政治処遇調査会第二回総会に於ける会議要録」関連資料の中に入っているものである。アーカイブの資料作成年月日には「1940年1月～2月」とあるが、上記の「第二回総会」というのが開催されたのは1945年1月7日と思われるので、この間の関係は不明である。また上記のように昭和18年（1943年）のことまで言及しているので、第二次世界大戦末期の1945年に「朝鮮・台湾」住民の「政治的処遇」が検討された時に、そのための検討資料として付けられていたものと考えるのが自然であろう。

地」における特別行政に触れた後、原住民に対する法令の適用について次のように述べている。

（前略）高砂族は一般文化人と其の伝統、思想、感情其の他生活態様を異にするを以て文化社会の規範たる一般法令を其の儘之に適用することは却て彼等の誤解を招き蕃情を悪化せしめ理蕃上策の得たるものにあらざるを以て従来實際上に於ては一般法令を適用せず其の旧慣を参酌し行政上の適宜の措置を講じつつあり（後略）

これに対して、これに続く部分では、「之れ一時に処するの措置にして永く採るべき方策にあらず依て将来一般法令を適用すべく漸次彼等に法的生活を習熟せしめつつある」、としており、具体的な方策として前出の高砂族自助会などによる「自治訓練」の例¹⁶が挙げられている。

上記引用に示された、一部の法令は将来的に実施するつもりである、ということに関しては、さらにこれに続く部分で「先ず身分を証明する戸口規則を昭和18【1943】年より施行せり」との記載がある。

つまり一般行政区域から区別して特別行政を維持するという方法が過渡的措置であると同時に、原住民に対する一般法令不適用も過渡的措置であるとの見解がここで示されているわけである。植民地当局としてはこの過渡的措置の解除を目指して、一般法令を「蕃地」居住の原住民にも適用するための様々な施策を講じており、こうした施策を受けて一般法令を適用した最初の例として本稿で注目している1943年の「戸口規則」適用が明記されているのである。

試用措置ではなく、正式運用のうちの初めてのものである、という点がポイントである。後述するように、「戸口規則」の「蕃地」全面適用を一般法令適用の最初の一步、ととらえる見方は、当時の公式見解であり、その意味でも上記の説明は台湾総督府の見解と符合する。

以上のことを考え合わせると、「蕃地」と「蕃人」の編入について下記のようにまとめることができるだろう。

「蕃地」の普通行政区域への編入に向けた諸施策は精力的に実施されたが、

16 これについては前述のように筆者の研究で実例を挙げて例示したことがあるが、具体的に例えば納税訓練のようなことを行っていた（松岡、2012：83-85）。であるから義務に関わる予行演習という意味は明らかであるが、それに何の権利が対応するのかは不明である。

その目標（「蕃地」と「平地」の制度上の同化）自体は達成されなかった。

これに対して「蕃人」の編入——または「蕃人」と「本島人」の制度上の同化——は一部実現した。戸籍は日本の国民メンバーシップを強く規定しており、それと行政上、また法規上同等とみなされるようになった台湾の身分登録制度に編入されたことの意味は大きい。ただし、当時の状況から言ってこれ自体も駆け込み的適用であることには注意が必要である。「蕃地」地方化は実現せず、「蕃地」には街庄制が施行されなかったのであるから、上記のような意味における「公民」化が実現されたとは決して言えない。

「蕃地」と「蕃人」の編入は連動しており、全く切り離されているわけではなかったが、扱いは分けられており、編入の結果も別れた。

6. 1943年戸口規則の「蕃人」への適用について

前節までで台湾原住民社会の可視化および行政の一元化に関わる「蕃地」「蕃人」の編入プロセス——前者については普通行政区域への編入、後者については「戸口規則」への編入——の概要を示してきた。

ここからは、1943年の「戸口規則」改正についての、より具体的な事実の検討に移りたい。そこでまず、釜田解説文全体のポイントである第1節「戸口規則の改正」について見ておきたい。

この1943年の原住民への「戸口規則」適用、すなわち戸口調査簿編製対象への編入実現の経緯は前掲の拙論（松岡、2014）で示した通りである。

その概要を示すと、まず従来原住民に「戸口規則」が適用されていなかったのは戸口調査簿の編製対象が「戸口規則」の第5条「本島人にして市街庄区の地域内に本籍を定めたるものに付戸主を本として一戸毎に之を編成す」とあったことによる。1943年の改正において「第五条中『市街庄区の地域内』を『台湾』に改む」とされたことから街庄制が適用されていた平地、普通行政区域だけでなく、蕃地にも戸口制度が適用されることになったわけである。

上記の点についてはすでに明らかであるが、具体的な改正条文の変更については若干の疑問点が残っていた。上記の改正内容から「戸口規則」の第5条改正後条文は「本島人にして台湾に本籍を定めたるものに付戸主を本として一戸毎に之を編成す」となると推定した（松岡、2014：69）が、改正時の公報に改正後の条文が示されているわけではなく、また原住民がここで「本島人」と表現されることについて違和感が残っていた。

だが釜田解説文の冒頭を読めばこの疑問は解消する。釜田は冒頭で「去る紀

元の佳節に戸口規則中次の様な改正が行はれた」と述べて上記の改正文の内容を示し、「以上の改正文を戸口規則に当嵌めて見ると次のようになる」と述べて、第5条改正後条文については確かに「本島人にして台湾に本籍を定めたるものに付戸主を本として一戸毎に之を編成す」[釜田、1943：7]であると明記している。またこの時の改正の趣旨について「其の意図する処は、高砂族もその主なる住所に本籍を定めて戸籍を持ち得る様にしてやらうと言ふのである。」[同上：8]と明言している。「台湾」の「本島人」に「高砂族」も含まれるようになったことは明らかである。上記の筆者の推定が立証されたと言える。

また釜田解説文では、すでに目次で示した通り、この後の項目において「改定規定でも尚本島人と唱っているが高砂族はどうなるのだろうか」というのを設けており、その中で結論として台湾の「戸口規則」の戸籍「転用」を進めた1932年の「本島人の戸籍に関する件」審議の際の意図として「高砂族も戸籍法令上では本島人中に含めて事を進められた」[釜田、1943：10-11]のであり、だからこそ「平地居住高砂族は管轄市街庄内に本籍を定めて戸籍に登録されて」[同上：11] いるとの指摘を行っている。

これについては新聞紙面の報道でも明確に示されている。前出の田中宏も引用する『台湾日日新報』（1943年2月11日）の記事「高砂族戸籍制度確立：本島山地行政の大進展」および、その後につけられた「全島高砂族に適用：山内警務局長談話発表」という記事である。後者は当時の警務局長、山内逸造の談話詳細であるが、その談話の要点は前者の記事冒頭の説明で次のように示されている。

（前略）従来山地居住高砂族は法的には無戸籍者同様であつたが、志願兵制度、義勇隊へ示す烈々たる赤誠に応へ且つは身分関係をして公的に証明し得る戸籍¹⁷の必要に迫られたので戸口規則の一部を改正、山地居住高砂族にも戸籍を有たせる事としたもので將に皇民錬成の一大成果であり理蕃行政上画期的意義をもつものと云へよう

17 後述するように、こうしたところに「戸籍」という用語が明示されていること自体に注意が必要であろう。「戸籍」ということばが用いられているにもかかわらず、台湾の戸口制度は日本の戸籍とは異なったわけであるから、事実上、当時の官僚などによって、言い換えれば国家によって「戸籍」という用語の操作が行われていたことが明らかである。

これによれば、この時の法規改正および「蕃地」居住原住民編入の趣旨は明らかである。戦争動員、あるいは兵力確保という意味での人的資源の流用にある。

これにより上記「談話」の要点は明らかであろうが、この談話で警務局長の山内が、「蕃地」への戸口規則の適用が「一般法令の適用」に関わる最初の措置であるということをおのづかのように明言していることも示しておきたい。

戸口規則の一部を改め市街庄を置かざる地域にも本籍を定め得ることとし、多年の懸案たる高砂族の戸籍を確立した次第である…全島高砂族に対しては一般法令は実際適用されて居なかつたのであるが今日以降は戸籍に関する法令を全面的に適用されることとなつたことで正に山地行政の画期的意義を持つものといふべきであろう（後略）

ここからも、前節で示したこのような認識が台湾総督府の公式見解であったことが確認できる。このような認識については釜田解説文においても「況んや、高砂族に対して、一般的に行政法令を事実上適用される最初のものであり、一面理蕃職員の為にはその一般法令の執行能力に大きな期待を掛けられての改正であるに於いておや（マ）である。（後略）」[釜田、1943：13]という形で示されている。

以上の二点に関わって、注目されるのが、既出の台湾総督府総務長官齋藤樹による別の発言である。すでに引用したものより遡る、1942年の10月12日の「警察会議に於ける齋藤総務長官訓示」¹⁸で齋藤は「大東亜戦争」における特別志願兵・義勇隊志願、および高砂義勇隊の戦闘における活躍を高く評価し、その状況から判断して「逐次彼等を其の進化度に応じ一般行政下に移行せしむる準備が必要と認めらるる」[台湾総督府官房文書課、1944：306]と表明し、これも前出の高砂族自助会の役割を重視することに言及している。このような観点から1943年の「戸口規則」中改正、原住民の戸口制度への編入が行われたことが推定されるのである。

この1943年を境に、それまで台湾の「戸口規則」適用の対象とされていなかった台湾原住民もその対象となり、原住民についても戸口調査簿が作成されるようになった。したがって台湾原住民も台湾の戸口調査簿登記の対象に編

18 台湾総督府官房文書課（編印）『諭告訓達類聚』（1944）：304-308

入された。またこの時点で台湾の戸口調査簿は戸籍に「転用」され、つまり法規上は戸籍と同等のものと認められるに至っていた。そのことから台湾原住民は大日本帝国臣民のメンバーシップに編入されたと言える。言い換えればそれまで法的に区別（「差別」）されていた原住民の身分が「内地人」の身分と同じものとして見なされるようになった。このように制度上の差別を解消しようとするプロセスを「制度的同化」と言うとする、この時に原住民の日本人への制度的同化が（一部）達成されたと言うこともできるだろう。

後述するように、当時の同化主義的政策にはこのような意味における制度的同化が含まれていた。当時の台湾において、台湾人民の同化対象としての理想は日本人（「内地人」）であったと考えられる。原住民の場合は、制度上まず「本島人」への同化が目指され、ひいては「内地人」への同化が目指されていたのであろう。

周知のように戸口調査簿が戸籍「転用」されたとは言っても、台湾の身分登録制度（「戸口規則」）が内地の戸籍制度に完全に統合された、というわけではない。だが従来現住所主義を採用してきた戸口調査簿において本籍主義が採用され、戸口調査簿が日本内地の戸籍と法的に同等と見なされるようになった。また例えば制度上の結婚（共婚）が認められるようになる、といった実務取り扱い上の変革がなされた。当時の台湾で戸口調査簿が「戸籍」と表現されていた（例えば、これまでの引用文で下線を引いたところを参照いただきたい）背景にはこうした意味があると思われる。であるから、実務上内地の戸籍と同等とみなされるようになった「戸口規則」に台湾住民が編入されるという措置によって、台湾原住民の身分的な統合が進んだとみなしてよいと思われる。そうだとすれば、大日本帝国臣民のメンバーシップに編入されたことは、観念上は国民共同体へと組み入れられるという意味を持ったのではない。国民共同体への統合は、事実上、流用の対象とみなされることも意味している。先述の（原住民も）徴兵の対象となること、および徴税の対象となっていくこと、もこうした一連のロジックと関係しているとみなしてよいであろう。

7. 蕃人戸口簿について

続いて検討したいのが釜田解説文第5節「改定規程でも尚本島人と唱っているが高砂族はどうなるのであろう」に関わる内容である。ここで釜田は前出の蕃人戸口簿について次のように触れている。

高砂族にも平地の戸口調査簿の夫れ様に整頓されたものがあるにはあつたが、然しそれは理蕃上の便宜を考へて各州廳の訓令で戸口規則に準じて作つてあつたと言ふだけにすぎず、法律¹⁹上で言ふ戸籍ではなかつたのである。〔釜田、1943：11〕

同時期に出されたと思われる前出の（台湾総督府）警務局長・山内の談話では「従来と雖も全島の高砂族は一人残らず高砂族戸口調査簿に登載せられ其の異動は明かにせられて居たのではあるが、之は戸口規則に基いたものではなく訓令に基いて制定せられたものであるので法律的に言ふと無戸籍者と同じ状態であつたのである」と述べていることと対応している。

ただし、1943年以前において（「蕃地」居住）原住民には「戸口調査簿」はなかつたのであるから、山内のこの表現より、釜田の言う「夫れ様のもの」という表現が正確であろう。

この「夫れ様のもの」とは、「蕃人戸口簿」と呼ばれていたもので、釜田の説明では「各州廳」で様式を定めていたように書いているが、管見の限り新竹州のそれしか見あたらず、かつ『台湾戸口事務提要』『訂正増補 戸口事務提要』といった解説書にも新竹州のそれが掲載されていることから、他州廳は新竹州のこれを参考に作成することが慣例化していた可能性もある（松岡、2014：56-58）。

8. 原住民文化への配慮

以上でその内容を検討してきたこの釜田解説文は、1943年の「戸口規則」への「蕃人」への適用、つまり国民メンバーシップへの原住民の編入・統合についての総督府の公式見解を伝えるものであると言える。

しかし同時に、この解説文には、少しニュアンスの異なる主張がなされている部分が存在する。その点については、この文章の後半になるにしたがって明確になる。既に述べてきたように、この措置（「蕃地」への「戸口規則」全面適用）によって「平地」と「蕃地」の境界線が取り払われていった（制度的同化が実現した）側面があることは明らかだが、それにもかかわらず、この解説文の後半では「平地」と「蕃地」の違い、「蕃地」の特殊性について配慮する

19 ここで言う「法律」とは当時の内地におけるいわゆる「法律」ではなく、台湾でのみ適用する法規のことを指している。

ような記述が増えるのである。

例えば釜田解説文第7節「高砂族が本籍を定める為には今度の府令改正だけでよいのか」で著者は「今回の改正内容で充分」であるとの見解を示しているのだが、ただし、「蕃地」から平地への転籍などについては注意が必要、つまり慎重な状況判断が必要であるとの見解を示している。

また釜田解説文第8節「公課その他はどうなるだろう」では理蕃に関わる施策などとの兼ね合いを見ながら実情に合わせて慎重に判断すべきとしている。「蕃地」への特別措置を明確に認めていると言える。

さらに重要と思われるのが、釜田解説文第9節「結び」に書かれている内容である。この内容の詳細については後ほど詳説するが、ここではまず引用文を示し、釜田がここで身分登記に伴う原住民文化への配慮、性急な画一化への危惧などに言及していることを確認しておきたい。

注意して貰はねばならぬことは新らしく本籍を認められたのだから本籍戸口調査簿も平地の夫れに準つて一気に型通りのものを作りあげねばならぬと考へることである。只一途に皇民化を目指して進んで来てはいても、その程度は各地各様今である。取扱だけが先走りしても実情をつかんでいない戸口調査簿であつては困る。例へて言えば女子相続が慣行されている処もある。末子相続が行はれている処もある。姓と名は我々の呼び方と違つて名が先であつたり更に姓と考へられるものがなくて名丈け等と言ふ例もある。夫等は彼等の生活環境に深い根ざ(マ)があるからのことで今直ちに改めることの出来る問題ではなく夫れは夫れとして当分従来通りの取扱をやつて行く外なく男系長子の相続と言ふ内地の風習が浸み込んで行く程度によつて取上げることにし又兄弟が夫々違つた姓を持つてとするも之等は行く行くどちらかの一つの姓に改め家族一同がそれを名乗らなければならぬ様になるのが自然だから、その時を待つて整理すると言ふことにすればよいので過渡的には多少変な処があつてもそれは仕方がないことであり、只従来の高砂族調査簿が法令に直接の根柢を持つていなかった為、記載例等も処により異り、場合によつては覚書程度で片付けられていたものもあつたらうが、今後は全島統一ある整理をやらねばならぬと言ふことになるのである。 [釜田、2014 : 12-13]

ここで示されているような原住民文化と日本文化との違い、原住民文化の中

での文化の違いをふまえて柔軟に判断するという考え方は、平地原住民に対してはすでに植民地当局によって採用されていた（松岡、2014：62-64）。その意味ではこれは従来の方針を踏襲するものであると考えられる。

以下では書類上の編入から原住民の統合に至るプロセスにかかわる「同化」の内容について検討するため、釜田解説文「結び」についての考証を行いたいと思うが、その前に次節にて釜田がこの部分で強調したかったと思われる点について確認したい。

やや冗長となるが、その次節に入る前に触れておきたいのは「3. 台湾の実体法規はどうなっているか」で述べられていることである。この第3節で釜田は台湾の本島人については内地の民法は適用しないために台湾の実体法規は慣習法によっており、この点は高砂族も同様であると述べている。つまり、いわゆる内地延長主義が採用された後の台湾においても、統治者の旧慣尊重の姿勢は、少なくとも部分的には維持されていたことが確認できる。もちろん釜田が重視しているのは、当時の原住民の文化的状況を正確に記述することであり、その姿勢は積極的に原住民文化の存続を認めるものとは異なっている。むしろ、いずれ文化的同化が進むことを期待しているわけである。しかし、それでも実在する「旧慣」を尊重せざるを得ないことを認め、性急な画一化を戒めていることは確かである。

9. 台湾原住民の姓名：可視化と同化

これまで述べてきた通り、1943年に行われた原住民居住地域「蕃地」住民たる原住民に対する「戸口規則」の適用は、原住民を大日本帝国の臣民のメンバーシップへと組み入れることを意味するものであった。またこれは少なくとも観念上は、原住民も含めた台湾住民全体が国民共同体（大日本帝国の臣民共同体）へと統合されたことを意味する。したがって、この意味においては原住民の身分は、日本人（内地人）と同様の身分を持つに至った、すなわち制度的同化の、少なくとも一部が達成されたと言えることができる。

だが、すでにふれたように（仮にその意味を制度的同化に限定したとしても）その「同化」は不完全なものである。また、このような制度的同化が果たされたからと言って、原住民の文化が日本の文化と同化されたかどうかは別問題である。以下では、いずれもいわゆる国民形成と関わる同化ではあるものの、異なる意味を持つこの二つの同化の問題について検討していきたい。具体的には釜田解説文でとりあげられている原住民の「姓名」を例として詳

論することとする。

ここで以下で例としてとりあげる台湾原住民の名前がたどった歴史をふりかえってみると、台湾原住民諸民族はかつて無文字社会であり、伝統的命名方式というのはあくまで口頭による呼称に関わるものであって、文字によって名前を記載するという習慣はなかった（詳しくは野林等編、2019参照）。

日本による植民地統治が始まり、台湾原住民地域への実効支配が及んだ1910年代以降になると、「蕃地」居住の原住民については既出の「蕃人戸口簿」、「平地」居住の原住民については戸口調査簿に原住民個人個人の名前が記載されていくことになる。

台湾の人口の多数を占める平地漢民族の人名登記と異なるのは、原住民の場合、記載すべき「姓」が存在しないという民族も多かった。したがってその原住民の名、というのはカタカナによって個人名のみが記載されるというケースも少なくなかった。だが、厳密には「姓」とは異なるが、ブヌン族などの「氏族」の「氏」やパイワン族の家名が統治者によって「姓」として理解され、場合によっては上記の簿冊にそういったものが「姓」として記載されるということが生じていたと考えられる（これについても詳しくは野林等編、2019参照）。

ここまでの身分登録書類上での原住民の人名登記は、原住民の命名法に準じた人名がカタカナで記録されるという形をとった。しかし1939年以降になると、大きく二段階に分けて台湾原住民の改姓名、つまり日本式姓名への改称が行われていくことになる。あくまで書類上のことではあるが、台湾原住民の名前が日本式姓名へと改称されるということが起こっていったのである。

このような日本統治下台湾における原住民の人名登記と改姓名のプロセスは、統治者による地域社会の可視化の事例として、特に外来の統治者による先住民社会可視化の展開として典型的であると思われる。

その展開について、特に台湾原住民の例については筆者もこれまで論じてきたところであり、のちほど詳述するが、前出のスコットもネイティブ・アメリカンとイヌイットの例を挙げて、国家による先住民の人名登記や、それに関わる人名の名づけ直し（renamingあるいはre-labelling）と先住民社会の可視化との関係について論じている。

アメリカ合衆国政府がネイティブ・アメリカンに対して行おうとした姓の創出（永久的・継承的父系姓の創出the creation of permanent patronyms）の前提は、統治者にとって不可視な先住民の人名と、人名の複数性にあった。というのもネイティブ・アメリカン独自の人名（命名法）があるのだが、彼らの人

名は誕生後の成長などにしたがって変化していき、したがって同一人物が複数の名前で呼ばれている、ということが珍しくなかった。また、彼らの人名を英文字表記に置き換えようとしても意識・音訳いずれでも問題が生じること、また訳出したとしても近代的な姓名というフォーマットと折り合わないこと、そしてネイティブ・アメリカンの命名では、そもそもその人名からその人物の性別や出自関係が判断、あるいは類推できないこと、こういったことは全て、統治者にとってネイティブ・アメリカンの人名が理解困難であり、その人名を掌握したところで、不可視的であることを示していた (Scott, 2013: 113-115)。

これに対して特に20世紀初頭以降、合衆国政府は先住民に対する名づけ直しのプロジェクト (the renaming project) に力を入れるようになる。その名づけ直し、つまり新しい名前の付与であるが、そこで与えられる新たな人名とは、「白人の名前 (white men's names)」であり、先住民達は学校などで自らの「新たな名前」を選ばされるという経験をしていた。統治者は、このようなプロジェクトを通して先住民社会を可視化し、法的身分——政策・施策の対象、端的に言えば、割当て地の配分対象が誰であるか——を確定しようとしたのである (Scott, 2013: 116-120)。

カナダのイヌイットの人名には従来「姓」がなかった。イヌイットは複数の名前を持つことが珍しくなく、かつ人名から性別が判別できず、名前からは出自関係も判明できない、やはり外来者にとって不可視なものであったと考えられる。20世紀前半に行われたカナダ政府によるイヌイット社会の可視化の方法としては、上記の人名の名づけ直しよりわかりやすい、ナンバリングという方法が採用された。軍隊式の認識票にヒントを得たもので、ディスク・システムと呼ばれた。しかし、結局はこれがうまく機能せず、1969年に廃止される。これに代わって登場したのが姓登記プロジェクト (Project Surname) であり、やはり父系姓を導入しよう、というものであった (Scott, 2013: 120-124)。そこで、例えば欧米式のファーストネームがつけられ、家族の中の「父の名」が姓として固定化される——ある時点の男性の人名が、その子ども及び子孫の姓として扱われるようになった——ということが起こった (岸上, 2006)。そこで後述する台湾原住民について行われたような姓の創出が行われたようである。

以上の合衆国政府による先住民の人名の名づけ直しと、カナダ政府によるイヌイットに対する姓登記プロジェクトは同じものではない。だが、スコット自身が述べるように、その共通点は顕著である。いずれもが国家統治者による先

住民社会の可視化と強く結びついている点は共通している。固定的父系姓とは、その導入によって人の系譜関係が判別できるようになる、という意味でそれ自体が社会の可視化のために役立つ仕掛けであったと言えるのではないか。

スコットによれば、この固定的父系姓の社会への定着と近代国家の成立・発展は強く結びついていた (Scott, 2013 : 106-115)。14世紀以前のヨーロッパにおいては、父系姓を持つことはむしろ例外であった。これに対して固定的父系姓の普及は、徴税・徴兵などのために臣民個人を特定することを欲する国家の登場と深く関係していた。イングランドにおいて父系姓が普及したのは、いわゆるノルマン・コンクエスト以後であり、特にリチャード2世やヘンリー8世の時代であった。

アメリカ先住民の例とカナダ先住民の例が異なるように、これらと本稿で述べる台湾原住民の人名登記の展開は異なっている。だが、これらの事例の間の共通性、類似性も顕著である。これらの人名登記と姓の創出や改姓名といった事例は、近代国家による地域住民（ここではある地域の先住者）の可視化と、それに伴う外来文化の押しつけ、あるいは文化的同化の例としてまとめられるだろう。またこれは、後述する制度的同化と文化的同化の連動の事例ともなっている。

10. 書類記載の正確性と文化的同化のバランス

あらためて確認しておくことと釜田が解説文第9節（「結び」）のすでに引用した部分で強調しているのは、原住民に関する姓名などの情報を正確に記録することを優先する姿勢である。つまり実態を伴わない形で姓名の同化を表現するのではなく、実情を把握した上で、実態に合わせて有効な情報を記載することの重要性——すなわち国民情報の正確な掌握に万全を期すこと——を強調しているのである。

前述のように、台湾原住民の伝統的命名方式は日本の人名命名の方式と異なっており、かつ民族ごとに異なる名制を持っている。したがって釜田の言うように、原住民の多くは日本の氏姓に当たるものを持っていなかった。台湾原住民にとっては日本の氏姓は明らかに異文化であり、しかも原住民の中でも、民族によって命名方式が異なった。

これらを考え合わせれば、釜田が姓名欄²⁰について記述していたこと（すでに引用した部分）の趣旨が明らかになるだろう。台湾原住民の名制が上記のようである以上、姓名欄の記載内容を日本の氏名（これを以下では日本式姓名と

称する)のように記載することは様々な問題を生む。

まず、原住民に対する改姓名がこの頃から実施されていた。つまり戸口調査簿に日本式姓名が記載される、という現象がこの頃から生じ始めていたことは確かである。

だが1943年の時点ではまだそのような日本式姓名への書き換えの実施は限定的であった。また釜田の文章の主張を字義通り理解すれば、そのような実態を伴わない情報の書き換えは、避けるべきものとして指摘されている。

日本式姓名への改姓名が行われる以前においては、釜田の言うように、姓にあたるものが存在しない民族も数多く、姓に相当すると見なされた家名や氏族名も日本の姓とはかなり異なるものであった。地位や財産の継承制度も様々であった。戸口調査簿の姓名欄に記載する情報もこれら実態に合わせた情報を記載すべき、ということになる。つまり現在の伝統名に当たるような音をカタカナで記載し、姓にあたるものをもたない民族については個人名のみをカタカナで記載する、というのが実態に合った書き方、ということになる。

もちろん当時の統治者の意識としては、同化主義的政策を進めて原住民につ

20 戸口調査簿の人名記載欄が「氏名」欄ではなく「姓名」欄となっていたことにも理由があった。これについては例えば『台湾警察時報』第291号に掲載された『氏名と姓名』という記事(HK生 同291号:82-85)では次のように述べている。すなわち「氏」は「家」を表徴するもので、「家」が変われば氏も変わる、「姓」は男系を表徴するもので、「家」が変わっても姓は変わらない。当時の日本では「氏名」という呼称が一般的であったが、台湾では漢民族の習慣にしたがって「姓名」という言い方が採用されたというような説明である。そして著者は後述の二字姓が認められ、結婚して「家」が変わった後も実家の姓が保持されることから、戸口調査簿では上記の分類で言えば「氏」ではなく「姓」が採用されていることを指摘している。旧慣尊重を維持するのであれば、これは一貫した説明になっている。ここで言う「家」も「氏」も当時の戸籍法に関わる専門用語であると言うことができる(星野、1988;井戸田、2006など参照)。したがって上記の説明は、日本の(戸籍法にもとづく)戸籍と台湾の戸口調査簿を区別する論拠の一つとしても読むことができるかもしれない。言い換えれば、この意味における「氏名」と「姓名」の区別は日本の戸籍法のもとでのみ意味を持つとも言える。一方で、現在の日本では依然として戸籍では「氏」が用いられているが、一般的には「氏」と「姓」を区別していない(田中、2014:128-129)。スコットの言う近代国家確立に関わる固定的な父系姓surname(Scott,1998:64-68)としては日本では「氏」がそれに当たるということになるかもしれないが、ただ、ここで指摘したように「氏」とは厳密には戸籍法の専門用語であり、より広い概念として基本的な用語としては「姓」を用い、日本の戸籍法にもとづく「氏名」を相対化する意味でも「日本式姓名」と呼んでおきたい。

いても改姓名を進めて、戸口調査簿にも日本式姓名で名前を記載することを目指していたのであろうが、釜田の議論では、そうした性急な同化（特に文化的同化）を戒め、あくまで書類記載を統一基準で行うこと、形式面の統一を優先すべきことを説いていることはすでに述べた通りである。

11. 二つの同化について

以上述べてきたように、本稿で中心的に扱ってきた原住民の戸口制度への編入は台湾の漢民族と原住民の法的身分、制度上の取扱を同じにすること、究極的には台湾住民全体の法的身分を日本人と同じにすること——原住民を日本人に制度的同化——に関わっている。ただし、原住民の日本人への「同化」と言った場合、このような制度的同化が達成されたとしても、原住民が日本人に同化した、とは考えられず、文化の問題が残っていると考えられるであろう。

さらに言えば、同化と言った場合、まず一般的にイメージされるのはここで言う文化的同化であろう。例えば日本語の普及による言語の同化、首狩りや屋内埋葬といった、日本とは異なる原住民独自の文化の日本的な風俗習慣への同化などであり、ここで分析の対象としている姓名の例も、一般的には、まず文化的同化の例として想定されるであろう。

（漢民族を中心とする）台湾住民の姓名については、日本による台湾の植民地統治開始以来、台湾住民の文化的習慣（「旧慣」）を尊重する方針がとられてきた。前述のように1920年までは、植民地統治の方針自体も特殊統治の方針をとってきた。それに対して1920年以降は、台湾に対していわゆる内地延長主義、すなわち内地の法制度を適用、または準用する方針がとられた。

だが旧慣尊重の姿勢は内地延長主義採用後の台湾に依然として残っていた。本島人の姓名についても旧慣が認められていた部分があった。例えば漢民族（本島人）女性が結婚後も実家の姓を残すために「二字姓」を認めていた。

しかし、その後このような旧慣尊重の姿勢は段階的に改められていくことになる。例えばこの「二字姓」を認める方針は、共婚法成立（1933年）のタイミングで転換され、認めない方針となった。またそれと合わせて台湾の漢民族に存在していた「同姓不婚」という旧慣も否定される（「旧慣打破」の対象となる）ことになった（栗原、2008）。つまり制度的同化に合わせて、文化的同化も求められることになったと言える。

筆者は、台湾原住民の場合も、このような連動性——制度的同化のために文化的同化を迫ること——が見られたのではないかと推測している。

「平地」において、戸口調査簿の「戸籍転用」が実現された時点で（交換条件のように）二字姓などの旧慣が否定され、改姓名が実施されていったように、「蕃地」において原住民が戸口調査簿の記録対象として編入され、改姓名が実施されていったのではないか。また、この流れは制度的同化と文化的同化が連動していた例の一つとして見ることはできるのではないか。そして、これは「同化主義」を掲げて統治を行う際の具体的な方策のあり方をよく示していたのではないか。ここで、既に言及した中央ヨーロッパのアシュケナジムの例が想起される。アシュケナジムの例についても、ここで言う、制度的同化と文化的同化の連動の例として挙げられるのかもしれない。

すでに何度か言及したように、釜田は性急な文化的同化を戒めていた。しかし植民地当局としてはその後実際に文化的同化を意図した施策（いわゆる改姓名）を実行に移していた。ただし釜田がこの文章を書いた時点から全面的な改姓名の実施まで一年前後の時間しか経過しておらず、その短い間に原住民命名のあり方が実態として大きく変化したとは思われない。日本統治時代末期には実態を伴わない文化的同化が強行されたという言い方ができると思われる。

この制度的同化と文化的同化の双方に言及した文章として例えば次のようなものがある。『台湾警察時報』第315号掲載記事、今村孤舟「高砂族進化の現段階と志願兵制度」²¹である。

著者の今村は「蕃地」統治について「討伐膺懲時代」「操縦時代」「授産教化時代」、「自治訓練時代」と分けた上で、「蕃地」統治の原住民への影響が明確に見られるようになったのは「授産教化時代」の始まった1921年頃からであることを指摘している。この頃から植民地当局は文化的同化にかかわる諸施策（屋内埋葬やイレズミなどの旧慣改善）を実施したのであるが、これが社会にとっての「一大革新」であったと主張している。

このように原住民に対する文化的同化の進展を「進化」として強調する一方、著者は平地漢族などとの制度的同化達成までには相当の距離があることを次のように強調する。具体的には「一般公民の水準まで教導同化することはなまやさしい業ではない」と述べる。そのことについては最後の部分でも「蕃社自体が未だ特殊保護下にあつて、新附の民として、（一般行政下との民との隔り、即ち一般公民として今後獲得すべき資格、条件のあまりにも多き）」と述べている²²。

21 『台湾警察時報』第315号（1942年2月）：39-43。

これはつまり、次のように解釈できるのではないか。制度的同化承認の条件達成のため、当局は原住民の文化的同化に関わる施策を実施しており、一定の成果を挙げているものの、すでに普通行政を実施している「一般公民」とはまだ諸々の差が見られるため、原則的に考えれば制度的同化の達成は難しい。しかし国民資源の流用（兵員確保）のために、そのような原則を飛び越える形で、原住民に「臣民」としての制度的同化を認めることとした。その具体的な表現が、繰り返し述べてきた1943年の戸口制度（「台湾の戸籍」）編入であった。

上で言及した「臣民」と「公民」との間にかかなりの隔たりがあったことは、ここで強調しておく必要があるだろう。上記の戸口制度への編入が、原住民を「公民化」したとは決して言えないからである。

シティズンシップ (citizenship) を国籍と市民権に分ける（ブルーベイカーによる議論参照（ブルーベイカー、2005 [1992]；Brubaker、2004など））とすると、現代の国家ではこの両者が強く結びついているが、大日本帝国植民地統治下台湾の状況では、この両者が分離していたと考えられる。

浅野豊美は日本による植民地開始当初の台湾住民の国籍の問題に関して、当時の日本で台湾住民の臣民籍（国籍）に関する停止条件説と解除条件説という二つの学説が争われ、それぞれが異なるタイミングで台湾総督府の政策に影響を与えたことを指摘している（浅野、2008：42）。前者の学説では植民地統治開始後二年間の国籍選択猶予期間中、台湾住民の国籍は（一部の住民、例えば内地の戸籍に登録されたいわゆる内地人などを除き）原則として未だ日本国籍にはなっていない（日本の臣民ではない）と考えるのに対して、後者の学説では植民地統治開始と同時に、（一部の住民、例えば清国の官僚などを除き）台湾住民に国籍が与えられたと考える。ここで前者の学説では臣民の権利義務と臣民籍（国籍）が分離不可能と考えるのに対して、後者の学説の立場では臣民の地位と臣民の権利義務は分離可能と考える。浅野は前者を英米法系のシティズンシップにもとづく考え方と解説している。台湾総督府は当初前者にもとづき、国籍確定のために住民に対する全数的調査でもって住民を戸籍に登録することではじめて国籍が付与できると考えたが、1897年2月を境に、後者の学説にもとづいて住民には植民地開始と同時に国籍が付与されていると考えて戸籍

22 著者は特別統治を廃止し、「一般公民」となった原住民について「理蕃なき村民」という言い方をしている。前出の「理蕃なき台湾」というのは「蕃地」地方化の完成を指しているが、「理蕃なき村民」という言い方はこれに関わる人の扱いに注目しており、他ではあまり見かけないが、興味深い表現である。

調査を経ずに統治を進めることになったということである。つまり当時においても英米式の国籍に対する理解からすれば、国籍付与と同時に法的権利（上記の市民の権利）が与えられてもおかしくなかったのであるが、当時の台湾では、そうではなく、この両者が分離可能であるとの学説にもとづいて、国籍（臣民籍）は法的権利と分離された臣民としての地位のみを意味するものという見解が定着したと見ることができるだろう。本稿で述べてきた上述の台湾原住民の身分に対する扱いの事例を見ても、後者の学説を唱えた当時の法学者・山田三良の考え方（浅野、2008：41）は日本統治終了まで大きな影響を与え続けたといえることができるかもしれない。

こうした日本統治開始時期の議論から見ても、現在「国籍」という用語に仮託されている概念は当時「臣民」ということばで表現されていたようである。現在日本国の「国籍」は父系血統主義にもとづく「戸籍」によって規定されているが、当時はこの「戸籍」によって規定されていたのは「臣民籍」であったと思われる。

一方で現在の「市民」あるいは「市民権」に対応するのは「公民」ということばだと思われる。台湾住民と内地住民は同じ大日本帝国臣民とみなされていたとしても、「公民」としての権利を同じように有していたわけではなく、そこには差があった（例えば参政権の違い）。台湾原住民に至っては「公民」とみなされず、「公民」となるための「訓練」が施策として実施された。

12. 再び二つの同化について：「形式」と「実質」

最後に、上記の二つの同化に関わる当時の議論について、さらに補足しておきたい。

まず、すでに触れた台湾の本島人（漢民族）に姓名変更の許可を行う、という制度的同化と文化的同化の連動に関わって、植民地当局は1940年、本島人の日本式姓名変更許可の方針を認める「戸口規則」改正を行った。このような姓名変更許可を認める背景として、当時の台湾総督府総務長官の森岡二郎は次のような議論を展開している（「戸口規則中姓名変更手続規定公布に際し森岡総務長官談話（1940年2月11日）」²³）。すなわち、内地延長主義を採用する台湾では、その方針を徹底して「本島人も日本臣民として実質形式共に内地人と毫も異なる所のないものにならなければならない。」と主張し、さらに欧米の植民地

23 台湾総督府官房文書課（編印）『諭告訓達類聚』（1944）：12-14。

統治方針を「経済的搾取を目的とする植民地統治」と規定し、日本はそれとは異なる「同化主義」による統治を標榜していると、その積極性をアピールしている。

この談話の詳細を示せば下記の通りである。

内地人式に姓名を変更することを認める方針の第一の理由は本島統治の方針に即応せんとするものである。即ち本島は土地が帝国の完全なる領土であると同様に本島人も日本臣民として実質形式共に内地人と毫も異なる所のないものにならなければならない。之が本島統治の方針に合致するのである。これ経済的搾取を目的とする欧米諸国の植民地統治政策と根本的に異り同化政策を採る所以である。本島人が内地人と毫も異なる所なきものとなる為には実質的には皇道精神を体得して物事に対する考へ方が内地人と同様になることを必要とする。又形式的には言語を始め姓名・風俗・習慣等の外形も内地人と差異なきものとなることが理想なきものとなることが理想的である。即ち精神も形式も共に内地人と同様になつて始めて完全に日本人化したと云ひ得るのである。〔台湾総督府官房文書課、1944：12-13〕

ここで前出の「本島人も日本臣民として実質形式共に内地人と毫も異なる所のないものに」する、というのが森岡の言う「同化」の定義であることは明らかであろう。また日本人と同様の精神・思想を持つことを「実質的」な同化、これに対して日本人と同様の風俗習慣を持つことを「形式的」同化と見なしている（以下ではそれぞれ「実質的同化」「形式的同化」と表現）。

森岡は続く部分で「国語常用の家庭」に日本式姓名への改姓名を認め、内地人と本島人との間の「差別」撤廃を目指すべきことを論じている。また姓名変更（日本人への同化）はあくまで本島人の希望に応える措置であること、その証拠に強制ではなく、許可制としていることを挙げている。

同様の解釈・説明は『台湾警察時報』記事にも見られる。この記事「本島人の姓名変更に関して」²⁴の著者である菰原圭二は、戸口調査簿の戸籍「転用」を認めた1932年の「戸口規則」改正を「実質的の戸口上の大改正」と称し、本島人の姓名変更を認めたこの1940年の「戸口規則」改正を「形式上の大改正」と称している。菰原は「形式的同化」や「実質的同化」ということばは用いて

24 『台湾警察時報』第291号（1940年2月）：20-25。

いないが、この「形式上の大改正」が「本島人を内地人化すると云ふ同化政策」の一環をなしていると述べており、上記の「実質的同化」と「形式的同化」と同様の区別を意識していることは明らかと思われる。

以上で述べたような森岡等の言い方に従えば、1943年に行われた原住民への「戸口規則」の適用は、台湾原住民への「形式上の規則改正」あるいは「形式上の同化」ということになる。

これは「精神」を「実質」とみなし、「風俗習慣」などを「形式」ととらえる観念にもとづいて「形式的同化」とみなされたわけであるが、その「形式」の意味が現在の観念と異なっていると考えられる。風俗習慣は社会に属する人々が共有するものであり、異民族とそれを共有するようになることは文化の同化、という言い方ができる。したがってここで「形式的同化」と言われているものは、本稿で「文化的同化」と言ってきたものと対応している。実際、日本統治時代を経験した原住民の多くは日本語を話すことができるだけでなく、自らの日本式姓名（いわゆる日本名）を言うことができる。台湾原住民社会への日本文化の浸透を目指していた、という意味で文化的同化の例の一つであると言える。

これに対して、1933年に行われた共婚法の成立は、戸口調査簿を戸籍に「転用」するものである。例えば前出の森岡であれば、これを「実質的同化」と言うのではないかと思う。だが当時想像されていたような「精神の同化」というものがこれにより達成されるとは思われず、現実的には実現不可能な目標であったと言える。その意味では、本稿ではその意味を限定して、これは日本人と台湾人の身分制度の平等化を達成したという意味で「制度的同化」ということばを用いたが、この「実質的同化」はこれに関わる施策であったととらえることができる。

これらのことから、用語法はかなり異なる——少なくとも表面上は逆である——が、筆者の言う「文化的同化」と「制度的同化」の区別が、当時の当事者にも意識されていたことがこれらの資料から間接的に確認できると言えるのではないだろうか。

また、これら姓名に関わる規定の変化から再び確かめられるのは、制度的同化と文化的同化が連動している点である。ここから、同化主義に関わる二つの側面を分けて分析することが重要であるのに加えて、その違いをふまえた上でその関係性について考えることも重要であることが示唆される。

おわりに

以上、本稿では台湾原住民を主な例として、統治者による地域社会の、より具体的には植民地当局による台湾社会の可視化のプロセスと流用の実態について見てきた。これによって可視化を通じた身分登録制度の整備が原住民居住地の編入と原住民の統合と深く関わっていたことが確認できた。

身分登録に関わる公的書類（戸籍、それに準ずる戸口調査簿）は近代国家による地域社会の可視化ツールであり、身分登録書類の地域住民に関わる情報の登載（＝身分登録制度への編入）は、国家による住民の掌握につながる。

同時に身分登録書類への情報の登載は、地域住民の国民（臣民）メンバーシップへの編入も意味する。これは国民共同体への統合をも意味すると思われ、それは徴兵や徴税といった形で国家による流用の対象となることにもつながる。

「蕃地」居住台湾原住民は、日本統治時代初期には臣民籍さえ認められておらず、したがって戸口調査簿、ましてや戸籍への編入も認められなかった。しかしまず戸口調査簿が戸籍に「転用」され、さらに当時台湾の「戸籍」と称されるに至った戸口調査簿に原住民が編入されることで、原住民の本島人、内地人への制度的同化が実行に移された。

文化的同化はこの制度的同化と連動する形で行われた。台湾原住民に対する同化主義的政策は、この両者の関係性について注意しながら分析することが重要と思われる。

また、これに関連して明らかとなったのは、筆者の言う可視化の複雑な展開と、上記のような二種類の同化（制度的同化と文化的同化）が、可視化と交錯する形で関わっているということである。例えば本稿の後半で示した原住民の姓名をめぐるのは、人名登記が原住民社会の可視化のために行われると同時に、戸口調査簿への原住民の身分情報の登載にあたっては、国民共同体への制度的同化にともなって、改姓名という形で文化的同化が求められたと考えられる。そもそも本稿の前半で言及した身分登記をめぐる二面性が生まれたきっかけには、可視化と制度的同化が交錯したことが関係していると思われる。

最後に、本稿で挙げてきた資料と議論から、次の2点が指摘できるとと思われる。一つは、法的身分の多層性（「平等」「同権」といった政治的理想をめぐる解釈の多義性）についてである。当時の実態としてそれが存在し、それが統治者である植民地当局にとっての操作（manipulate）の対象となっていたということを、本稿で示した台湾原住民の身分登録の例はよく示していると言えるだろう。

例えば1932年以後の台湾の「戸口規則」およびそれにもとづく戸口調査簿について当時「戸籍」ということばが用いられていたが、これは台湾の身分登録制度が日本内地の戸籍法にもとづく戸籍に統合されたことを意味するわけではなく（浅野、2008：330）、その意味では台湾の戸口制度は正確には「戸籍」とは言えなかった。しかし国家統治、および植民地統治に携わる官僚や関係者が「戸籍」と表現することで、例えば台湾人民の戦争動員正統化の論理に用いられており、この用語を操作することで国家統治者が国民資源の流用をはたすことにつながっていたと考えられる。

また、身分登録制度への編入が国家による地域住民の可視化、掌握につながり、それがこのように、一方では植民地住民の臣民メンバーシップへの編入、他方では流用対象への変換（臣民の義務としての徴兵）へとつながる、ということも改めて強調しておきたい。ここにおいて当時で言えば「臣民」や「公民」、特に前者の意味合いが操作されていることも注意しておきたい。同じ「臣民」であっても内地人、本島人、原住民では法的身分の取扱が異なっていたにも関わらず、戦争動員においては「同じ臣民」としてその対象とする。状況に応じて「臣民」の解釈が伸縮していることは明らかであろう。

謝辞：本稿のもととなる、日本や台湾において行った研究報告について貴重なコメントを賜った方々へ厚く御礼申し上げたい。本稿の内容は、JSPS科研費JP17K13292の助成によって行われた研究の成果の一部である。

参考文献

蘆原圭二

1940 「本島人の姓名変更に就いて」『台湾警察時報』第291号（1940年2月）：20-25

浅野豊美

2008 『帝国日本の植民地法制』（名古屋大学出版会）

井戸田博史

2006 「名前をめぐる政策と法：明治前期を中心として」上野和男・森謙二編『名前と社会』（早稲田大学出版部）：76-99

今村孤舟

1942 「高砂族進化の現段階と志願兵制度」『台湾警察時報』第315号：39-43

王泰升

2011 「日治時期高山族原住民族的現代法治初体験」『台大法学論叢』第40卷第1期：1-98
岸上伸啓

2006 「カナダ・イヌイットの個人名と命名」上野和男・森謙二編『名前と社会』（早稲田

大学出版部) : 252-271

基隆燈

1942 「戸口事務市街庄移管を論ず」『台湾警察時報』第317号 (1942年4月) : 35-37

釜田安一

1943 「戸口規則中一部改正 : 高砂族はその主たる居住地に本籍を定め得る」『台湾警察時報』第328号 : 7-13

栗原純

2008 「日本統治下台湾における旧慣尊重と同化政策 : 戸口調査簿における女性の姓と改姓名」『史論』 : 47-67

黄唯玲

2012 「日治時期平地蕃人的出現及其法律上の待遇 (1895-1937)」『台湾史研究』第19巻第2期 : 99-150

スコット (James C. Scott)

1998 *Seeing Like a State* (Yale University Press.)

2014 *Decoding Subaltern Politics* (Routledge.)

2017 *Against the Grain* (Yale University Press.)

2019 『反穀物の人類史』(みすず書房)

台湾総督府官房文書課 (編印)

1944 『諭告訓達類聚』

田中宣一

2014 『名づけの民俗学』(吉川弘文館)

田中宏

1981 「台湾総督府の対人掌握策と高山族」『台湾霧社蜂起事件 : 研究と資料』(戴国輝編著 : 社会思想社) : 114-130

トーピー (John Torpey)

2008 『パスポートの発明』(法政大学出版局)

野林厚志・松岡格編

2019 『国立民族学博物館調査報告147 台湾原住民の姓名と身分登録』(国立民族学博物館)

ブルーベイカー (Rogers Brubaker)

2004 *Ethnicity without Groups* (Harvard University Press)

2005 『フランスとドイツの国籍とネーション』(明石書店)

星野澄子

1988 「民法・戸籍法における『氏』と呼称」黒木三郎・村武精一・瀬野精一郎編『家の名・族の名・人の名』(三省堂) : 139-160

松岡格

2012 『台湾原住民社会の地方化』(研文出版)

2014 「日本統治下台湾の身分登録と原住民」日本順益台湾原住民研究会編『台湾原住民研究の射程』(順益台湾原住民博物館) : 33-75

2015 「台湾原住民と姓名・住民登録・エスニシティ : 可視化と公的書類と社会の間の関係研究」獨協大学国際教養学部『マテシス・ウニウエルサリス』第16巻第2号 : 23-39

2019 「台湾社会の可視化とエスニシティ・姓名」野林厚志・松岡格編『国立民族学博物館調査報告147 台湾原住民の姓名と身分登録』（国立民族学博物館）：107-126

山中永之佑

1988 「明治期における『氏』」黒木三郎・村武精一・瀬野精一郎編『家の名・族の名・人の名』（三省堂）：115-138

ライアン（David Lyon）

2010 『膨張する監視社会』（青土社）

若林正丈

2016 「諸帝国の周縁を生き抜く：台湾史における辺境ダイナミズムと地域主体性」『歴史としてのレジリエンス：戦争・独立・災害』（京都大学学術出版会）131-175

中国語要旨

本文把戦前台湾の殖民地統治為主例，具體研討現代國家對地域社會的可視化的過程。首先重新整理台湾原住民的編入以及可視化有關的情況，然後仔細分析原住民的身分登記有關事情。具體檢討的例子是身分登記本身以外，有姓名登記。分析上的關鍵是可視化工具的多種功能，以及兩種同化。

